

[事案 28-201] 新契約無効請求

・平成 29 年 6 月 23 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-270]および [事案 28-271]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

保険期間が終身保障であると思っていたが、実際は 80 歳までであったとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乗合代理店の募集人から勧誘を受け、平成 26 年 11 月に契約した無解約返戻金型の定期保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、「娘さんに確実にお金を遺すための保険です」、「年数にかかわらず 5,000 万円が保障されるが、途中で解約した場合の返戻金はありません」などと説明された。
- (2)実際は、80 歳までに死亡しないと死亡保険金がなくなるという内容のものであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、終身保険や保険期間が 100 歳までの定期保険等、複数の商品を提案し、これらのメリット・デメリットを保険期間の点も含めて説明している。
- (2)申立人は、意向確認書にて自らの意向に合う商品であることを認めている。
- (3)募集人は、パンフレット、設計書等を用いて、本契約の重要事項について十分な説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような契約が成立していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。